

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定の締結について

2023年6月27日

世田谷区

東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社

世田谷区（区長：保坂展人、以下、「世田谷区」）および東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社（渋谷支社長：寺井義和、以下、「東電P G」）は、6月26日、「ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定」（以下、「本協定」）を締結しました。

本協定は、世田谷区におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、環境・エネルギーの分野において、相互の連携を強化することにより、住宅都市の地域特性を踏まえた脱炭素施策を効果的かつ継続的に推進し、脱炭素への取組みを契機とした地域の課題解決・魅力向上に資することを目的としています。

世田谷区は、地域推進計画に掲げる2030年度に2013年度比57.1%の二酸化炭素排出量の削減および2050年までのゼロカーボンシティ実現をめざし、区民・事業者の皆様と取組みを進めてまいります。

東京電力グループは「2050年におけるエネルギー供給由来のCO₂ 排出実質ゼロ」という目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要の更なる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を始めており、世田谷区とともに具体的に以下の連携を進めてまいります。

<連携事項>

- 省エネの推進に関すること
- 再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用及び地域間連携等の推進に関すること
- 脱炭素に向けたエネルギー転換（電化）、インフラ整備の取組に関すること
- 地域特性にあったエネルギーの最適利用に関すること
- エネルギーレジリエンスの強化に関すること
- 脱炭素への取組を契機とした地域の課題解決、魅力向上への取組に関すること
- 上記を始めとしたゼロカーボンシティ実現に寄与する取組に関すること

世田谷区および東電P Gは、本協定の締結を契機に、様々な分野で連携を図ることで、世田谷区のゼロカーボンシティ実現、脱炭素への取組みを契機とした地域の課題解決・魅力向上に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

以 上

<別紙1>ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定書

<別紙2>世田谷区と東京電力パワーグリッドの連携取組全体像

<別紙3>ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定締結式

本発表内容に関する報道関係者の問い合わせ先

世田谷区環境政策部環境計画課 TEL：03-6432-7126

東京電力パワーグリッド株式会社渋谷支社 渉外担当 TEL：03-6374-5472(代表)



ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定

世田谷区（以下「甲」という。）及び東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、世田谷区におけるゼロカーボンシティ実現（2050年温室効果ガス排出実質ゼロ）に向けて、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

記

第1条（目的）

本協定は、甲及び乙が、環境・エネルギーの分野において相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギーの利活用や脱炭素化に向けたエネルギーの転換等に向けた施策を効果的かつ継続的に推進することで、世田谷区のゼロカーボンシティの実現や脱炭素への取組を契機とした地域の課題解決、魅力向上に資することを目的とする。

第2条（連携事項）

甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協働し、共創する。

- （1）省エネの推進に関すること
- （2）再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用及び地域間連携等の推進に関すること
- （3）脱炭素に向けたエネルギー転換（電化）、インフラ整備の取組に関すること
- （4）地域特性にあったエネルギーの最適利用に関すること
- （5）エネルギーレジリエンスの強化に関すること
- （6）脱炭素への取組を契機とした地域の課題解決、魅力向上への取組に関すること
- （7）前各号に掲げるもののほか、ゼロカーボンシティ実現に寄与する取組に関すること

2 前項各号の具体的な取組については、甲と乙の協議のうえ、決定するものとする。

3 本協定による取組を効果的かつ継続的に実施するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により、乙の関係会社へ実施させることができる。

第3条（連絡調整）

甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じて連絡調整を行う。

第4条（守秘義務）

甲及び乙は、本協定による連携を実施する上で知り得た個人情報及び秘密情報（秘密である旨を明示して開示した情報）を、事前の承諾なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

第5条（協定の有効期限）

本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、有効期間満了の日の60日前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

第6条（法令の遵守）

甲及び乙は、本協定による連携の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。

第7条（協定内容の変更及び解除）

甲及び乙は、甲乙協議の上、合意により本協定内容の変更又は解除をすることができる。

第8条（協定外又は疑義等の決定）

本協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じた事項については、甲乙誠意を持って協議のうえ、決定する。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各々記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和5年6月26日

（甲）東京都世田谷区世田谷4丁目21番地27号
世田谷区

代表者 世田谷区長 保坂 展人

（乙）東京都渋谷区神南1丁目12番地10号
東京電力パワーグリッド株式会社 渋谷支社

代表者 支社長 寺井 義和

ゼロカーボンシティ実現に向けた協力連携事項（概要）

< 別紙 2 >



東京電力パワーグリッド株式会社

連携事項

脱炭素化

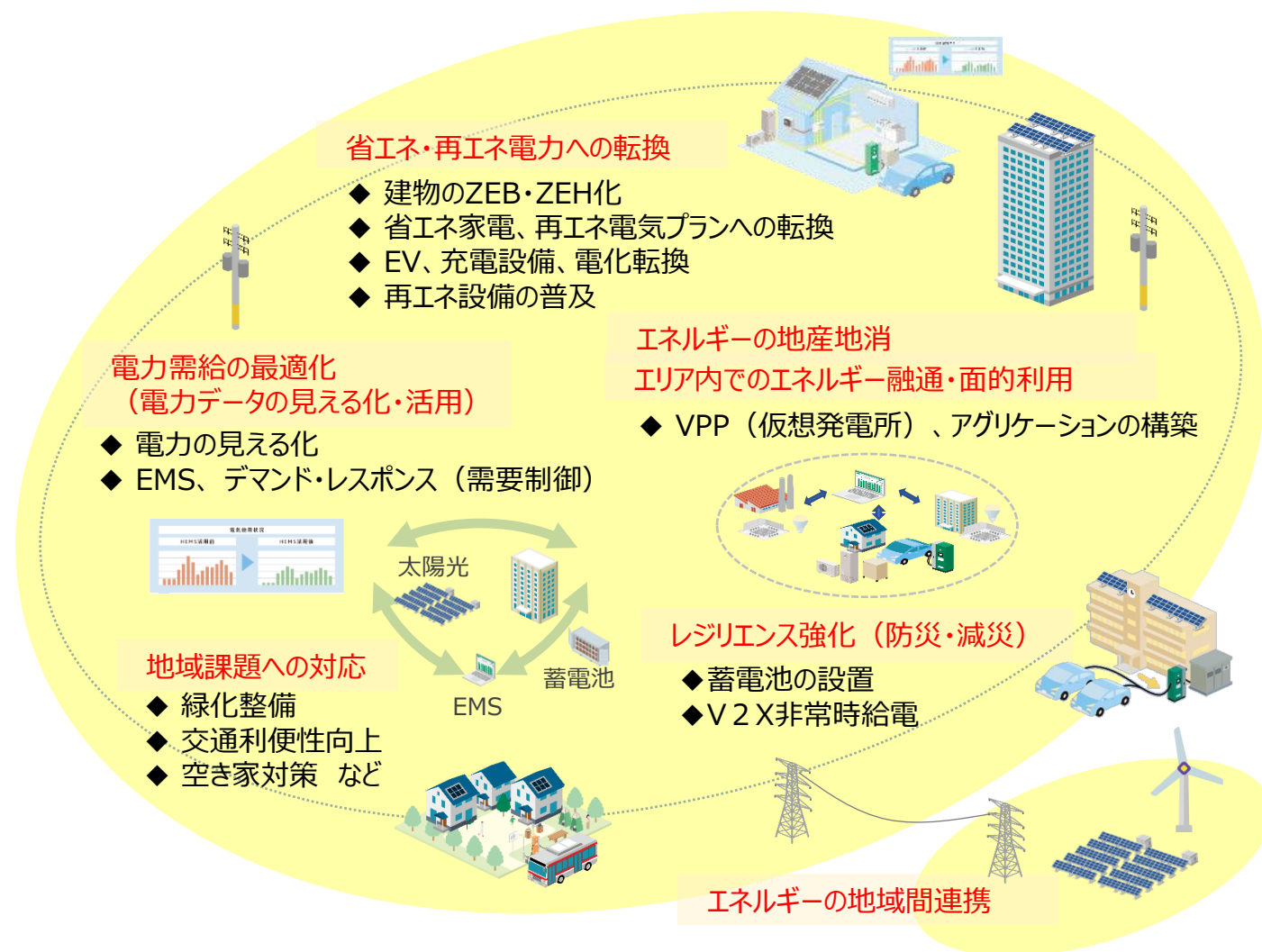
- (1) 省エネの推進に関すること
- (2) 再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用及び地域間連携等の推進に関すること
- (3) 脱炭素に向けたエネルギー転換（電化）、インフラ整備の取組に関すること

エネルギーの最適利用／レジリエンス強化

- (4) 地域特性にあったエネルギーの最適利用に関すること
- (5) エネルギーレジリエンスの強化に関すること

地域の課題解決・魅力向上

- (6) 脱炭素への取組を契機とした地域の課題解決、魅力向上への取組に関すること



<別紙3>

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定 締結式



【左から、保坂世田谷区長、寺井渋谷支社長（東電 PG）】